

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 27 日、平成 29 年度一般会計補正予算（第 11 号）を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

平成 30 年 5 月 7 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成29年度木古内町一般会計補正予算（第11号）

平成29年度木古内町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,944,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 3月27日専決

木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		269,201	21,000	290,201
	2 国庫補助金	110,215	21,000	131,215
17 繰入金		243,146	△21,000	222,146
	1 基金繰入金	228,975	△21,000	207,975
歳 入 合 計		3,944,710	0	3,944,710

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		498,443	0	498,443
	2 道 路 橋 梁 費	236,780	0	236,780
歳 出 合 計		3,944,710	0	3,944,710